

## 目標3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

### 施策（8）社会的養護が必要な子どもへの支援 ～温かく子どもを包む生活の場～

#### 1 現状・課題及び方向性

##### <現状・課題>

- 本市では、国が平成23年7月に策定した「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、里親等（里親及びファミリーホーム）への委託の推進や児童養護施設の小規模化等を進め、家庭的養護の推進を図ってきました。
- 現在、里親等への委託率は、平成31年度の目標値20%を概ね達成（※1）していますが、児童養護施設や乳児院以外の社会資源として、更なる充実が望まれます。  
また、児童養護施設等では、きめ細かなケアのために、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアを増やす取り組みを進め、現在、その数24箇所（※2）となっています。こうした施設では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇の難しい子どもを受け入れる例が多く、子どもたちのための受入体制の強化に向けて、職員の資質向上や人材育成を図っていく必要があります。
- このような中、平成28年に改正された児童福祉法の趣旨に基づいて平成29年に策定された「新しい社会的養育ビジョン」では、ビジョンに掲げられる取り組みを通じ、「家庭養育優先原則」の徹底と「子どもの最善の利益」の実現を目指すことが示されています。

##### <方向性>

- 本市においても、国の方針に則り、「家庭養育優先原則」の徹底、つまり、家庭における養育の支援を重視しつつ、それが困難な場合には、代替養育のうち、国が「家庭における養育環境と同様の養育環境」と位置づける里親等への委託を進め、これらが適当でない場合は、地域小規模児童養護施設等の小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育が実施できるよう、必要な措置を講じていくこととします。
- 一方で、子ども一人ひとりの特性等に応じて養育していくためには、里親等や児童養護施設など多様な選択肢を確保し、十分な受け皿を整えていく必要があります。そのために、児童養護施設等と里親等が車の両輪として相互に機能するよう、「北九州市児童養護施設協議会」や「北九州市里親会」といった長年築き上げてきた本市ならではのネットワークや社会資源を効果的に連携・活用していくことが重要です。

- 今後、社会的養育の更なる推進に向けて、子ども総合センターと関係部署との連携を深め、「子ども家庭総合支援拠点」などのソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図っていきます。

また、家庭支援、里親開拓、パーマネンシー保障としての特別養子縁組、一時保護中の子どもの権利擁護の取り組み、施設等を退所した児童の自立支援にも取り組んでいきます。

なかでも、更なる里親委託の推進のために、里親制度の普及啓発や新規の開拓、里親自身の資質の向上及び孤立防止等の里親への一貫した包括支援(フォスタリング業務)が重要であり、その実施体制を速やかに確立していけるよう取り組みます。

※1・2 平成30年度実績

## 2 施策の柱

①	<p><b>里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進</b></p> <p>家庭と同様な養育環境としての里親、ファミリーホームの普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供する。加えて、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供できる特別養子縁組についても普及啓発を行い、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施する。</p>
②	<p><b>児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化</b></p> <p>児童養護施設において、小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育を推進するための地域小規模児童養護施設等の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等や家庭支援・里親支援機能の強化等を図る。</p> <p>また、施設等を退所する児童が希望する進路を選択できるように支援するとともに、生活や就業上の問題を抱える退所者への生活相談事業の実施や、引き続き支援が必要な児童が施設での生活を継続できるように、生活面・就労面の支援を実施する。</p>
③	<p><b>一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み</b></p> <p>一時保護中の子どもや里親委託・児童養護施設入所中の子どもの権利を擁護するため、子どもが有する権利や、その権利が侵害された時の解決方法等について丁寧な説明を行うとともに、子どもの意見が適切に表明される仕組みを整備する。</p> <p>加えて、一時保護所においては、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を実施する。</p>

### 3 成果指標

要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率	【29.4%】
特別養子縁組成立件数	【累計 28 件（令和 2～6 年度）】
地域小規模児童養護施設の実施箇所数	【増加】
児童養護施設等の退所者に対する生活相談により生活・就業状況が改善した件数	【増加】

### 4 施策を推進する主な取り組み

#### 柱① 里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進

No	取り組み名 担当課	概要
95	ファミリーホームの運営 子ども家庭局・子育て支援課	家庭的養護を促進するため、保護者のいない児童などに対して養育者の住宅を利用し、児童の養育・自立支援を行う。あわせて、ファミリーホームの普及・促進に努める。
96 ⑧	里親制度・特別養子縁組の推進 子ども家庭局・子ども総合センター	NPOや里親支援専門員等の関係機関とも連携した包括的なフォスターリング業務の推進体制を構築することにより、里親の新規開拓や里親家庭の支援等を通じて里親委託を推進し、委託率の向上を目指す。 加えて、里親制度と合わせた普及啓発を行う等により、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供できる特別養子縁組についても推進する。
97	家庭生活体験事業の充実 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験する機会を設け、児童の社会性の涵養や情緒の安定、退所後の自立を促進する。

#### 柱② 児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化

No	取り組み名 担当課	概要
98	地域小規模児童養護施設の設置 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供するため、地域小規模児童養護施設等を設置する。
99 ⑨	施設職員の専門性及び資質の向上 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設の職員を対象に、小規模かつ地域分散化・高機能化のための専門性の向上、虐待防止・子どもの権利擁護に向けた資質の向上に努める。

100	自立援助ホームの運営 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設等を退所し、就職する児童に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導、就職支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与する自立援助ホームを運営する。
101	児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費の一部を助成することにより、児童の自立を支援する。また、大学等の入学金の助成を行い、進学希望に応える。
102	社会的養護自立支援事業（生活相談の実施等） 子ども家庭局・子育て支援課	生活や就業上の問題を抱える児童養護施設等の退所者に対して、支援コーディネーターが作成する継続支援計画に基づき、生活相談を実施し、生活面・就労面の支援を行う。また、18歳到達後も、必要に応じて施設等での生活を継続できるようにする（原則22歳の年度末まで）。

### 柱③ 一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み

No	取り組み名 担当課	概要
103 ⑧	子どもの権利に関する説明及び意見聴取の実施 子ども家庭局・子ども総合センター	一時保護や里親委託・施設入所を開始する際、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等が書かれた冊子を提示し、子どもの年齢に応じた丁寧な説明を行う。 また、一時保護所においては、職員が子どもの意見を十分聴取することに加えて、子どもが匿名で意見を表明できる仕組みを整備する。
104 ⑨	児童養護施設の子どもの権利擁護 子ども家庭局・子育て支援課	施設に入所中の子どもが意見を表明できるように、また、アドボカシー（権利擁護）の認知度向上や子どもアドボケイト（代弁者）の養成に努める。
105 ⑩	一時保護所第三者評価の実施 子ども家庭局・子ども総合センター	子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護所において第三者評価を実施する。
106	緊急一時保護事業 子ども家庭局・子育て支援課	夫等によるDVや経済的な事情により、緊急に保護を行う必要のある母子について、関係施設にて一時的に保護し、生活と心の安定を図るとともに、自立に向けた支援につなげる。

(参考データ)

○ 施設種別要保護児童数（平成31年3月31日）

種別		施設数 登録世帯数	定員	被措置 児童数
市内	児童養護施設	7か所	384人	334人
	乳児院	1か所	33人	26人
	里親	90世帯	—	55人
	ファミリーホーム	7か所	42人	28人
市外	児童養護施設	随時	随時	4人
	乳児院	随時	随時	1人
	児童心理治療施設	随時	随時	7人
	児童自立支援施設	随時	随時	3人

○ 要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
14.2%	17.5%	20.8%	19.0%	19.1%

○ 地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施箇所数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
14か所	15か所	16か所	16か所	24か所

○ 家庭生活体験事業の実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全児童数	358人	356人	331人	325人	308人
体験児童数	724人	425人	469人	437人	476人
受託里親数	397世帯	292世帯	306世帯	272世帯	315世帯

資料：北九州市子ども総合センター統計

注：「全児童数」は各年度8月1日現在の児童養護施設入所者数

「体験児童数」「受託里親数」は、ともに延べ数

○ 一時保護の実施状況（年度内退所分）

区分	保護実人員	延保護日数	一日平均 保護人数	一人当たり 平均保護日数
平成26年度	288人	6,896日	18.9人	23.9日
平成27年度	340人	7,434日	20.4人	21.9日
平成28年度	334人	7,219日	19.8人	21.6日
平成29年度	344人	7,514日	20.6人	21.8日
平成30年度	377人	8,128日	22.3人	21.6日

- ・ 保護実人員とは、当該年度内に退所した児童数
- ・ 延保護日数とは、当該年度内に退所した児童の滞在延日数
- ・ 一日平均保護人数とは、延保護日数／365
- ・ 一人当たり平均保護日数とは、延保護日数／保護実人数